

五、仙台小槌銀

はじめに

近世幕末のとくに東北諸藩においては、さまざまな独自通貨が鑄造されたことが知られている。その背景には江戸幕府の弱体化も当然のことながら、全国的な通貨不足も大きな問題として存在していた。

鉱山を有していた東北諸藩においては、銀・銅・鉛・鉄といった様々な金属の貨幣が鑄造され、領内での通用を試みた。ただし、これらの貨幣は、先の通貨不足を補うための地域通貨としての役割、戦時に関わる軍用金としての役割、軍役に就く藩士の為の賞賜銭としての役割、などといったように用途が諸藩によって異なることもまた事実であった。

また、これらの貨幣は、幕府の許可を得ずに鑄造されたものがほとんどであって、現存数も多くない。さらには、貨幣そのものが現存していても、それに関わる史料が、幕末という比較的文书が残る時分であっても、その存在が認められない現状にある。

故に、これらの地方貨幣の研究においては、鑄造された背景などの情報の少なさと、残存の絶対数の少なさが、その研究の妨げになってい

ることは言うまでもなく、また、これまでの先行研究における不確実な論考の論争などから、泉界においても収集の対象から忌避されていることもまた事実である。

そもそも仙台藩が関わったとされる貨幣は、江戸幕府が許可し寛永通宝の鑄銭が行われており、その材質は銅銭も鉄銭も存在する。その実績もあって、天明の大飢饉に伴う鑄銭が認められ、五ヶ年の領内通用銭として、天明四年（一七八四）に仙台通宝が鑄造された。その他にも、幕府が許可したかは定かではないが、領内の鉱山で山内通用のために鑄造された貨幣も現存している。代表的なものには、鉛銭であり細倉鉱山の山内通用である細倉当百、鉄銭であり文久山の山内通用である文久貨泉などを挙げることができ、これらはいずれも幕末の文久年間（一八六一～一八六四）に鑄造が行われたものである。また、仙台大潤縁などに代表される天保通宝の存在も広く知られている。

このように、鑄銭に関して様々な材質の貨幣を鑄造できる土台が仙台藩には存在していたことがうかがえるが、仙台小槌銀はそのなかでも銀貨であり、鑄銭に関わる史料のみならず、その詳細も明らかにはなっていない。また、いく

吉備古泉協会（津山支部）

眞銀吹 池上 宥昭

つかの先行研究はあるものの、いまなお不明確な点が数多い貨幣であるといえよう。

本稿では仙台小槌銀について現存事例を踏まえて、これまで先行研究でも触れられてこなかった極印の分類についても考察を行うものとした。

一、仙台小槌銀の概要

仙台小槌銀は、広く豆板銀（小玉銀）と泉界でも呼称される形式の銀貨に似た形状の銀貨である。その形式は一つのみであり、通常は豆板銀状のものに表面は、陽刻の「銀山」極印、その右側に仙台藩鑄造を示すとみられる陰刻の「仙」極印が打刻されている。また裏面は、小槌の陽刻の極印と、鑄造時期を示す陰刻の「文久」極印が打刻されており、文久年間の鑄造であることがうかがえる。小型の銀貨でありながら、面背に陽刻と陰刻の極印を四種類打刻する手の込んだ貨幣であるといえる。なお、陰刻である「仙」極印や「文久」極印が落ちたものが現存し、幕府貨幣の定落と同様少ないものと言える（図①・図②参照）。

量目は、およそ8～9gの範囲で一定であり、秤量貨幣ではなく、計数貨幣とみることが自然であろう。ただし、銀二匁通用・一分通用・二



(原寸の約2.5倍大)

【図②】同「仙」「文久」極印落現存事例³



(原寸の約2.5倍大)

【図①】仙台小槌銀「仙」極印落現存事例²

朱通用などの説がありはつきりとはしない。その理由に、同時期の安政一分銀と同程度の量目であることや、小槌の陽刻の極印の持ち手部分の左右に「二」に見える紋様が配されているため、文久二年（一八六二）に鑄造されたとする説や、計数貨幣であることを示し二朱通用とする説、同じく量目二匁を表し銀二匁通用とする説などがあるが、いずれも決定的ではない。

二、先行研究の考察

先にも述べたように、当貨は鑄錢に関わる史料のみならず、その詳細も明らかにはなっていない。そのため、鑄造地や鑄造時期を推察するには、極印から判断するほかない。

先行研究においては、小川青寶楼（浩）氏の『日本貨幣図史』⁴および日本銀行調査局の『図録日本の貨幣』⁵を代表的なものとして挙げることができるが、いずれも松浦多気志楼（武四郎）の『御代之光』における解説を引用している。この『御代之光』について、平尾聚泉（貫一・賛平）氏の『昭和泉譜』に次のように解説されている（史料①）。

【史料①】⁶

一、「御代之光」ハ、類本三四ノ異アルヲ見ル、其序文ニヨレバ元治・慶応・明治ト各代ノ紀年アリテ、各本多少ノ出入ト記事ノ精麁トアリ、コハ其時々人ノ請フマ、二自書シテ与ヘシモノナレバナリ。今滋ニ採録セルセノ八元治本ノ一種ナリ。

一、最近健堂横山氏ノ発表ニヨレバ、「多気志楼藏泉譜」ナルモノ松浦家ニアリテ、其書中ニ近代大錢ト題セル一章アリト。夫ニ依リテ考フレバ蓋シ「御代之光」ハ、ソヲ拔萃シテ一冊子トナシタルモノナルベシ。

この解説によれば、『御代之光』には複数のものが存在し、その序文にそれぞれ元治・慶応・明治の年号が記されているという。それぞれの内容もまちまちであり、その理由はその時分に分け、人に請われるがままに書き記し与えたためであるという。また、横山健堂（達三）氏⁷によれば、松浦家に『多気志楼藏泉譜』という書籍が伝わり、その一章に「近代大錢」と題されるものがあることから、『御代之光』を抜粋したものではないかと推測している。

平尾氏は、この『御代之光』の元治本より、箱館通宝・細倉当百・秋田波錢・銅山至宝・秋田鐔錢・上州鉛切手錢に関わる記述を引用し、『昭和泉譜』において自らも解説を加えていたことが明らかであり、同氏が『御代之光』を鑄造関連の史料無き地方貨幣の傍証の一つとして位置付けていたことがうかがえる。

さて、『御代之光』において、仙台小槌銀がどのように解説されているかは、先に挙げた『日本貨幣図史』において次のように引用されている（史料②）⁸。

【史料②】⁹

小槌銀、銀重二匁、奥州仙台に於て御領内通用